

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、Aに所在していたB会社（。以下「会社」という。）に雇用され、昭和〇年〇月〇日に退職するまで、自動車のフロントカバーを製造する業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、一日中、指で挟む作業を数多く行い、かつスピード作業であったため、入社後約〇か月経過した頃から、指がこすれて傷となり、骨が腫れ、変形したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「両側手指変形性関節症」と診断された。その後、平成〇年〇月、D診療所に受診し「右第3、4指変形性関節症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

- 3 請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、昭和○年○月から約○か月間、フロントカバーをフライス盤等の機械に脱着させる作業を反復したことにより、本件疾病が発症した旨主張するので、以下、検討する。

(2) 上肢作業に係る業務起因性の判断に関しては、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとするので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、入社当日から、会社の工場において、鉄鋳物製のフロントカバーを切削加工するために、機械に脱着させる作業等を○か月間行っていた旨主張している。この点、本件一件記録上からは確認できないが、仮に請求人の主張が事実であったとしても、請求人が上記作業に従事していた期間は○か月間であり、たとえ上記作業が認定基準上の「上肢の反復動作の多い作業」に該当するとしても、認定基準における要件「相当期間従事した」には該当しない。

なお、認定基準において「腱鞘炎等については、作業従事期間が6か月程度に満たない場合でも、短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合には、発症することがある」とされていることから、念のため、請求人の従事した作業が、上肢に負担のかかる作業であったと仮定した上で、「短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合」に該当するか否かについて検討すると、以

下のとおりである。

ア 発症前の業務量について

請求人の業務量について、会社には昭和〇年当時の記録は保存されておらず、明らかではない。しかし、請求人は、工場の製造ラインにおいて、流れ作業として部品加工の一部を担当していた旨述べ、また、残業はほとんどなかった旨述べており、請求人の日々の作業量が、製造ラインの他の労働者と比較して大きく異なるとは認め難い。また、請求人の1日当たりの業務量及び1日のうち一定の時間の業務量の増加を示す事情も認められない。

イ 業務量以外の促進要因について

請求人は、残業はほとんどなかったこと、昼の休憩時間のほかに、午前と午後にそれぞれ休憩時間があったこと、トイレに自由に行くことができたことなどを述べているが、これらからは、長時間作業、過度の緊張、不適切な作業環境等を推認することはできず、業務量以外の促進要因として顕著に認められるものはない。

ウ 以上のことから、当審査会としても、請求人の従事した作業は、認定基準に定める「短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合」に該当していたとは認められないものと判断する。

(4) 請求人に発症した本件疾病の発症原因については、E医師は不明としているものの、F医師、G医師及びH医師はともに、請求人の業務との関係を否定しているところであり、上記(3)のとおり請求人が上肢に負担のかかると考えられる作業に従事したのは〇か月間程度の短期間であり、過重な業務に従事したとも認められないことから、当審査会としても、請求人の従事した業務と本件疾病との間に因果関係を認めることはできないものと判断する。

(5) なお、請求人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。